

判決年月日	平成 2 0 年 5 月 2 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成19年(行ケ)10402号		
○ 意匠登録出願に係る意匠が引用意匠と類似すると判断し，類似性を否定して無効 審判請求は成り立たないとした審決を取り消した事例			

(関連条文) 意匠法3条1項3号、同条2項

本件は、被告を意匠権者とする意匠登録について、原告が、同意匠登録に係る意匠(本件意匠)は引用意匠と類似するほか、引用意匠に基づいて容易に創作をすることができたと主張して無効審判の請求をしたところ、特許庁が、審判請求は成り立たないとの審決をしたため、原告が、その取消しを求める事案である。

審決は、本件意匠と引用意匠1の共通点及び差異点を認定した上、両意匠は基本的構成態様において相違するとともに、各部の具体的構成態様における差異点が相俟って異なった意匠的效果があり、差異点が共通点を凌駕して、意匠全体として異なる美感を起こさせるものであると評価したが、その前提として、共通点に係る構成態様(略変形台形状の外周形状枠内を仕切り枠によって等分して、ほぼ同幅の略帯状凹部を数本(又は5本)形成し、その各略帯状凹部を略四辺形とし、つま先側に約60度で傾斜させ、つま先側からかかと側にかけて徐々に縦方向に長くした構成態様)は公知意匠により広く知られた構成態様であり、新規な創作性があるものではないから、格別看者の注意を引くものではないと判断した。

また、本件意匠と引用意匠2、3との類似性についても、概略同旨の判断を示した上、創作容易性についても否定した。

本判決は、共通点及び差異点について、一部を除いて審決の認定と同様の認定をしたが、審決が共通点である5本の略帯状部に係る構成態様の評価において前提とした7つの公知意匠について順次検討し、そのうち、上記構成態様は4つの公知意匠において見られるが、そのうち3つは原告の製品であり、残る1つは略変形台形状の外周形状について必ずしも明確に認識することができないとした。

そして、「意匠法・・・3条1項3号が、同項1、2号の意匠(公知意匠)と並んで、これに類似する意匠についても意匠登録を受けることができない旨規定しているのは、公知意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき、公知意匠に類似する美感を起こさせるような意匠については、独占的实施権である意匠権を付与するに値しないと考えられるからであり、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠、すなわち、登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき、登録意匠と類似の美感を起こさせる意匠について及ぶものとさ

れている（同法２３条）ことと裏腹の関係にあるものである」とした上、「同法３条１項３号に係る意匠の類否判断とは、同号該当の有無が問題とされている意匠と公知意匠のそれぞれから生ずる美感の類否についての判断をいうものであり、その判断は、意匠に係る物品の全体（部分意匠については当該部分の全体）に係る構成態様及び各部の構成態様について認定した共通点及び差異点を、それらが類否判断に与える影響を各々評価した上で、それらを総合して行うべきものである。そして、その場合に、共通点又は差異点の認定に係る構成態様がよく知られたものであるときは、そのような構成態様は通常ありふれたものであるから、一般に看者の注意を引き難くなり、そのような構成態様に係る共通点又は差異点が類否判断に及ぼす影響も相対的に小さいことが多く、したがって、両意匠の共通点をなす構成態様がよく知られたものであるときは、当該共通点によって両意匠が類似と判断される度合いは低くなることが多いといえる」と説示して一般的な判断の指針を確認した。

これに続いて、「しかしながら、ある物品に係る特定の製造販売者が、その製造販売に係る当該物品の特定の部位に、特定の構成態様からなる意匠を施し、そのような意匠が施された物品が、当該特定の製造販売者の製造販売に係る商品として、長年にわたり、多量に市場に流通してきたため、当該意匠の態様が、その製造販売者を表示するいわばロゴマークに相当するものとして、需要者に広く知られるに至ったような場合においては、当該物品に関する限り、そのような意匠の態様は、広く知られているからといって、看者の注意を引き難くなるものではなく、むしろ、広く知られているために、かえって、その注意を引くものであることは明らかであり、そうであれば、そのような構成態様が共通する場合においては、その共通点が意匠の類否判断に及ぼす影響は、相対的に大きいものとなるというべきである」として、意匠の類否判断における考慮要素の一つを提示した。

本判決は、以上を踏まえて、本件について検討し、本件意匠と引用意匠１の共通点に含まれる「５本の略帯状部に係る構成態様は、原告がその製造販売する運動靴（スニーカー）の側面に施してきたものであって、かかる意匠を施した運動靴が、原告の製造販売する商品として、長年にわたり、多量に市場に流通してきたために、本件意匠の登録出願日前までに、かかる５本の略帯状部に係る構成態様は、原告の表示するいわばロゴマークに相当するものとして需要者に広く知られるに至っていたものと認めることができる」とし、このような構成態様は、広く知られているものであるがゆえに逆に看者の注意を引くものというべきであるとした。

そして「５本の略帯状部に係る構成態様」を含む本件意匠と引用意匠１に共通する構成態様は、両意匠の意匠に係る物品における位置関係、意匠全体に占める割合、その機能等にかんがみて、両意匠の最も特徴的な部分であり、看者の注意を強く引くものであるのに対し、差異点はいずれも相対的に目立たない部分に係るものであるなどの理由により、看者の注意を引かない微差であると評価し、本件意匠と引用意匠１は類似すると認めるのが相当であるとして、両意匠の類似性を否定した審決を取り消した。